

会計期間を短縮する方法

この資料は以下の製品について記述したものです。

- ・固定資産奉行V ERP シリーズ
- ・償却奉行 i シリーズ

内 容

会計期間を1年未満に短縮する方法をご案内いたします。

※会計期間を短縮後、減価償却費が変わるため、再計算の処理を行う必要があります。

操作方法

【手順1】:会計期間設定メニューを開きます

短縮する会計期間を選択し、[導入処理]-[会計期間設定]-[会計期間設定]を開きます。

【手順2】:「事業年度が1年に満たない場合の償却率」を設定します

「減価償却設定」ページを開き、【償却率設定】項目の「事業年度が1年に満たない場合の償却率」にて、「0」か「1」を入力します。

※「0:算定償却率を使用しない(月割按分計算する)」の場合は通常の償却率を使用します。

「1:算定償却率を使用する」の場合は12ヵ月未満の事業月数に見合った償却率(算定償却率)を使用して、減価償却費の計算を行います。

※詳しくは、4頁の **補足:償却率について** をご参照ください。

会計期間設定

基本設定 | **減価償却設定** | リース設定 | 制度改正設定 | 除去債務設定

【除却設定】

除却資産の償却額計上方法 1 除却月の帳簿価額で除却する

【端数処理設定】

残存価額・償却可能限度額 2 切り捨て
年間償却額 2 切り捨て
月次償却額 2 切り捨て
月次の端数調整 0 最終月で調整する
償却資産税 2 切り捨て

【償却方法ごとの償却費計算】

繰延資産 0 支出年度に全額計上する
三年一括償却 0 決算調整方式
取得初年度の三年一括償却資産の償却費 0 1年間で均等按分する

【5年均等償却設定】

帳簿価額が5%に達した資産の5年均等償却 1 する
減損資産の会計基準での5年均等償却 0 しない
5年均等償却の端数調整 0 5年目で調整する

【償却率設定】

事業年度が1年に満たない場合の償却率 1 算定償却率を使用する

操作ガイド

会計期首

年は西暦4桁で入力します。

【注意】

資産を登録すると、会計期首を変更できなくなります。
したがって、その場合は、データ領域を新たに作成しなおす必要があります。

詳細⇒[操作説明](F1)

F1 操作説明 F2 印刷 F3 F4 前画面 F5 次画面 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 閉じる

【手順3】:会計期間を短縮して登録します

「基本設定」ページを開き、会計期末の日付を入力して、[F12 登録]を押します。

例えば、

「2012年4月1日～2013年3月31日」の会計期間を「2012年4月1日～2012年12月31日」に短縮する場合は、会計期末の欄に「2012年12月31日」を入力して、[F12 登録]を押します。

会計期間設定

基本設定 | 減価償却設定 | リース設定 | 制度改正設定 | 除去債務設定

【会計情報】

会計期首	2012年 4月 1日
会計期末	2012年12月31日
償却資産税賦課期間	年 月 日 ~ 年 月 日
決算期	第 6 期

【基本設定】

月次確定回数	3 年12回 (月次)
経理方式	0 税抜経理方式
部門別配賦	1 する

【自動付番設定】

資産コードの自動付番	0 しない
リース資産コードの自動付番	0 しない
資産コード・リース資産コードの区別	0 しない
自動付番確認	0 しない

操作ガイド

決算期

F1 操作説明 | F2 | F3 | F4 前画面 | F5 次画面 | F6 | F7 | F8 | F9 | F10 中止 | F11 | F12 登録

【手順4】:再計算のメッセージを確認します

減価償却費を再計算する必要がある旨のメッセージが表示されます。

「OK」ボタンを押します。

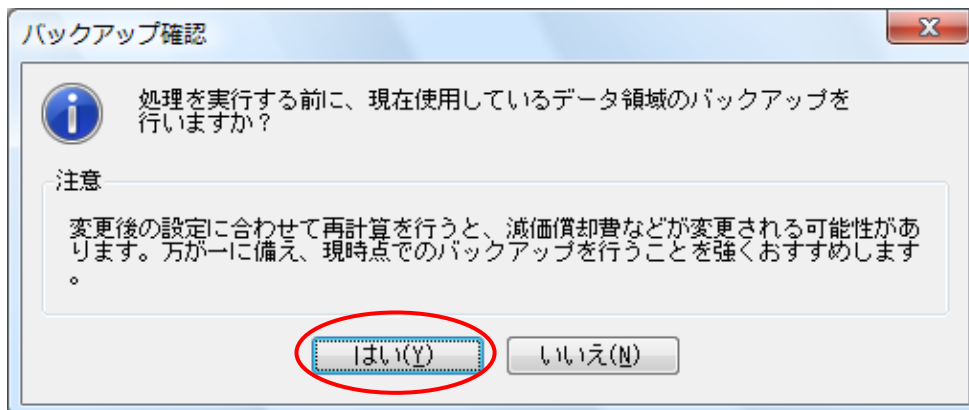
会計期間設定

計算に関わる設定が変更されました。
変更後の設定に合わせて、減価償却費などを再計算する必要があります。

OK

【手順5】:バックアップを行います

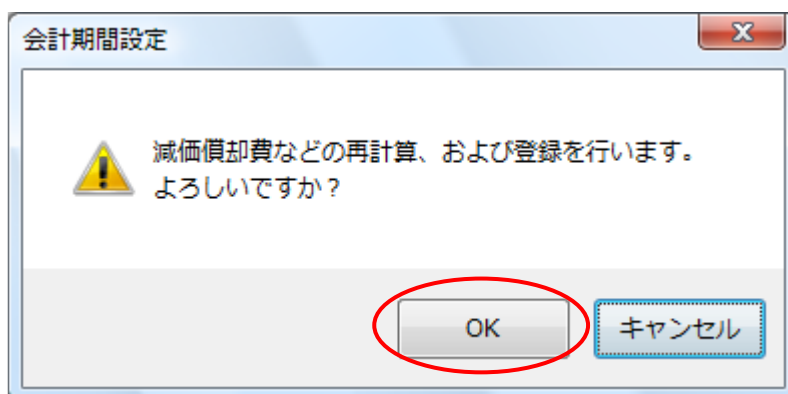
バックアップの確認メッセージが表示されます。
必ずバックアップデータを作成してください。



上記の「はい」ボタンを押すとバックアップの処理に進みます。

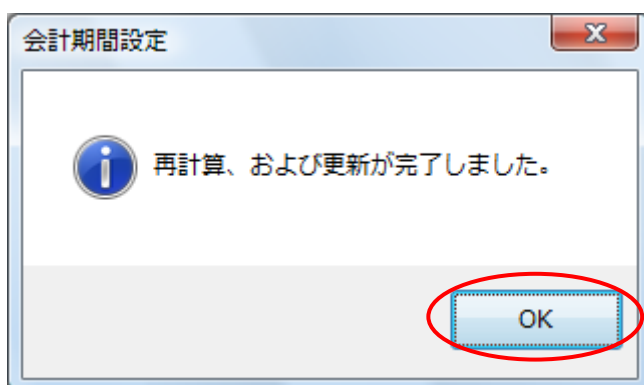
【手順6】:再計算を行います

バックアップの処理を行った後に再計算の確認メッセージが表示されます。
「OK」ボタンを押して、再計算の処理に進みます。



【手順7】:再計算、および会計期間更新を完了します

再計算が終了すると、「再計算、および更新が完了しました。」のメッセージが表示されます。
「OK」ボタンを押して、メッセージを閉じます。



以上で、会計期間を短縮する処理は完了です。

補足:償却率について

算定償却率を使用する場合と使用しない場合は、償却率が異なります。

● 「0:算定償却率を使用しない(月割按分計算する)」の場合

償却率は通常の法定耐用年数に応ずる償却率になります。

算出償却額は、通常の一年分(12ヵ月)の金額に「事業月数／12」を乗じて算出します。

● 「1:算定償却率を使用する」の場合

償却率は算定償却率になります。

平成 19 年 4 月 1 日以後の供用資産と平成 19 年 3 月 31 日以前の供用資産は、算定償却率を求める計算式が異なります。

・平成 19 年 4 月 1 日以後の供用資産の場合(新定額法・新定率法)

償却方法に関係なく以下の計算式で算定償却率を算出します。

算定償却率 = 法定耐用年数に応ずる償却率 × (事業月数／12)

※算定償却率は、小数点第3位未満の端数を切り上げます。

・平成 19 年 3 月 31 日以前の供用資産の場合(旧定額法・旧定率法)

旧定額法と旧定率法で算定償却率を求める計算式が異なります。

【旧定額法】

算定償却率 = 法定耐用年数に応ずる旧定額法の償却率 × (事業月数／12)

※算定償却率は、小数点第3位未満の端数を切り上げます。

【旧定率法】

算定償却率 = 改定耐用年数に応ずる旧定率法の償却率

※改定耐用年数 = 法定耐用年数 × (12／事業月数)

※改定耐用年数は、小数点以下の端数を切り捨てます。

以 上